



佐賀県公報

平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）号外第 5 号

告示

車両制限令に基づく車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路の指定及び通行方法の決定（146・道路課）

公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（規則・5）

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（ ” ・ 6 ）